



トピックス…①

令和4年度加工原料乳生産者補給金等の決定

農林水産省は令和3年12月24日、食料・農業・農村政策審議会に対し令和4年度畜産物価格について諮問を行い、その答申を受けた。これを踏まえ、令和4年度加工原料乳生産者補給金等は前年度と同水準に決定した。

加工原料乳生産者補給金等制度では、今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳)について生産者補給金を交付するとともに、集乳を拒否しない等の要件を満たす事業者(指定事業者)に対し、加工に仕向けた量に応じて集送乳調整金を交付する。また、加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行う。

令和4年度の加工原料乳生産者補給金単価の算定に際して、生乳生産費にもっとも大きな影響を及ぼす物財費のうち飼料費の高騰は「引き上げ要因」と位置付けられた一方、乳牛償却費(初妊牛価格)の下落は「引き下げ要因」となった。また、集送乳調整金単価については、燃料価格の高騰等が「引き上げ要因」、輸送量の増加が「引き下げ要因」となった。さらに、総交付対象数量については、乳製品の需給が緩和し、その過剰在庫問題が社会問題化する中で予断を許さない状況が続いている。こうした厳しい見通しの中での据え置き決定であった。

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付 (所要額) 37,481 (37,481) 百万円

「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付する。

令和4年度の生産者補給金単価は8.26円/kg、集送乳調整金単価は2.59円/kg、総交付対象数量は345万トンに決定した(表1参照)。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填 (所要額) 6,219 (6,219) 百万円

平成13年度からの新制度の下で、加工原料乳価格が市場実勢を反映して形成されることになったことから、加工原料乳の取引価格が需給変動等により補填基準価格(過去3年間の取引価格の平均)を下回った場合に、生産者の拠出と国の助成金により造成した「生産者積立金」により、生産者に補填金(低落分の8割)を交付する事業(加工原料乳生産者経営安定対策事業)を引き続き実施する(表2参照)。

これにより、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

表1 加工原料乳生産者補給金等単価と総交付対象数量の推移

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
補給金単価 (円/kg)	8.23	8.31	8.31	8.26	8.26
集送乳調整金単価 (円/kg)	2.43	2.49	2.54	2.59	2.59
総交付対象数量 (万トン)	340	340	345	345	345

表2 補填基準価格と平均取引価格の推移

単位:円/kg

	H29	H30	R 1	R 2	R 3
補填基準価格	80.81	82.44	83.18	83.80	83.61
平均取引価格	83.43	83.89	84.09	82.86	
低落額	-	-	-	0.94	
補填金単価	-	-	-	0.75	